

はり・きゅう・あん摩マッサージ



鍼灸師等の施術を受ける場合、一定の条件を満たしていれば健康保険が使えます。健康保険で鍼灸師等の施術を受けるには、**医師の同意書が必ず必要**になります。また、施術が長期にわたる場合には、**6か月ごとに文書による医師の再同意が必要**になります。医師の同意がなく自分の判断だけで施術を受けた場合は、健康保険が使えません。

はり・きゅうで健康保険が使える疾病

神経痛

五十肩

リウマチ

腰痛症

頸腕症候群

頸椎捻挫後遺症



- 医師による適切な治療手段がなく、はり・きゅうの施術による効果が期待できるものが対象になります。

あん摩マッサージで健康保険が使える症状

関節拘縮

筋麻痺



- 関節が自由に動かなかつたり、筋肉が麻痺している症状に対する施術で、医療上マッサージが必要と認められた場合に限ります。